

令和 6 年度

防災情報ネットワーク事業

田沢二期地区データ転送システム等実施設計業務

特 別 仕 様 書

東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所

第1章 総 則

(適用範囲)

第1-1条 防災情報ネットワーク事業田沢二期地区データ転送システム等実施設計業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第1-2条 本業務は、田沢二期地区の中央管理所で収集する観測情報、気象情報等の防災情報を新たに防災情報ネットワークシステムへ接続を行うために必要な設備について実施設計を行うものである。

(場 所)

第1-3条 本業務の対象地区は以下のとおりで、詳細は別紙1【位置図】に示すとおりである。

秋田県大仙市大曲川原町地内

(土地の立入り等)

第1-4条 作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

(低入札価格契約における第三者照査)

第1-5条

1. 1 予算決算及び会計令(以下、「予決令」という。)第85条の基準に基づく価格(以下、「調査基準価格」という。)を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書第1-7条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査(以下、「第三者照査」という。)を実施しなければならない。
2. 第三者照査の企業に要求される資格
 - (1) 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。
 - (2) 東北農政局において、令和5・6年度(当該業種区分)の一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。
 - (3) 東北農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中ではないこと。
 - (4) 共通仕様書第1-30条守秘義務を遵守できるものであること。
 - (5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がない

こと。

①資本関係

- ア. 親会社と子会社の関係にある
- イ. 親会社を同じくする子会社同士の関係にある

②人的関係

- ア. 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている

3. 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格

第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。

①照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者

②照査技術者と同等の技術者資格を有する者

4. 照査技術者の通知

受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。

5. 照査計画

受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査と併せて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。

また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。

6. 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い

特別仕様書第5-1条業務打合せに示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。

7. 第三者照査の照査技術者のAGRIS登録

共通仕様書第1-12条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス

(AGRIS) の登録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。

8. 契約不適合責任

引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、業務請負契約書第41条のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。

(履行確実性評価の達成状況の確認)

第1-6条 本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。

なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- ① 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- ② 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- ③ その他、業務計画書等示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- ④ 業務成果品のミス、不備 等

(一般事項)

第1-7条 業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

1. 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
2. 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第1-8条

1. 管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	電気電子－電気設備 電気電子－情報通信 農業－農業土木 農業－農業農村工学
	電気電子	電気設備、情報通信
	農業	農業土木、農業農村工学
博士	電気通信工学関係	
	農学	
シビルコンサルティング マネージャー	電気電子	
	農業土木	

2. 予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。

なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。

(照査技術者)

第1-9条

1. 照査技術者は、共通仕様書第1-7条第2項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	電気電子－電気設備 電気電子－情報通信 農業－農業土木 農業－農業農村工学
	電気電子	電気設備、情報通信
	農業	農業土木、農業農村工学
博士	電気通信工学関係	
	農学	
シビルコンサルティング マネージャー	電気電子	
	農業土木	

2. 共通仕様書第1-7条第4項でいう、監督職員が指示する業務の節目は、次のとおりとする。

- (1) 業務計画作成時
- (2) 基本条件の設定時
- (3) 細部条件及び構造検討項目の決定時
- (4) 設計計算書、設計図、数量計算書等の作成時
- (5) その他、照査計画作成時において監督職員が指示した場合

3. 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

(担当技術者)

第1-10条 担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第1-11条 共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。

1. 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
2. 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）への技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

(保険加入)

第1-12条 受注者は、共通仕様書第1-37条に記載されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

(適用する図書)

第2-1条 この業務の基本的事項に関しては、次に示す図書によるものとする。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

番号	名 称	発行所	制定(改訂)年月
1	水管理制御方式技術指針 (計画設計編)	(社) 農業土木機械化協会	平成25年3月
2	水管理制御設備標準仕様書 (案)	農林水産省農村振興局整備部 設計課施工企画調整室	平成24年5月

(設計条件)

第2-2条 検討作業における設計条件は次のとおりである。また、詳細は、これを含め、別紙2【作業項目内訳表】に示すとおりである。

1. 検討の目的

本業務は、田沢二期地区に新たに設置する防災情報ネットワークシステム設備の接続に必要な検討を行い、設備の実施設計を行うものである。

2. 対象施設

地区名	対象施設
田沢二期地区	中央管理所

(参考図書)

第2-3条 本業務の参考にする図書は共通仕様書第2-1条によるものとする。

(貸与資料等)

第2-4条 本業務を検討するに当たって貸与する資料は次のとおりである。

また、その他貸与資料について必要なものは適宜追加する。

分類	貸与資料	数量	備考
完成図書	令和4年度～令和5年度 田沢二期農業水利事業 水管理施設整備工事（工期末：令和6年8月30日）	1式	

(参考図書及び貸与資料の取扱い)

第2-5条 第2-3条、第2-4条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 参考図書は、設計作業時点の最新版を用い設計作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。
- (3) 貸与資料は、該当工事完成時に一括貸与するのとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第3章 業務の作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条 本業務における作業項目及び数量は下表のとおりであり、作業内容の詳細は別紙2【作業項目内訳表】に示すとおりである。

作業項目	数量	備考
1. 準備作業	1 式	
2. 基本事項の検討	1 式	
3. 実施設計	1 式	
4. 工事实施に必要な資料の作成	1 式	
5. 点検とりまとめ	1 式	
6. 照査	1 式	

(作業の留意点)

第3-2条 設計作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

- (1) 対象地区の既設水管理システム内の観測データ取得（監視項目、データ更新頻度）等を確認し、データ転送装置へのデータ伝送項目について考慮しなければならない。
- (2) 設計に当たっては、設置される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。
- (3) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- (4) 第2-3条、第2-4条及び共通仕様書第2-1条に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (5) 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。
- (6) 当該業務で実施するコスト縮減対策の検討に関し、検討の視点、施策の提案内容及び比較検討の過程や結果等の成果については、報告書中に「コスト縮減対策」の章を別途設定し、とりまとめるものとする。なお、コスト縮減に関して新技術や新工法の選定に当たっては、農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）及び新技術情報システム（NETIS）等を積極的に活用しなければならない。
 - ・ 農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）については、
http://www.nn-techinfo.jp/mdb_web/MdbTop.do を参照。
 - ・ 新技術情報システム（NETIS）については、
<http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/NewIndex.asp> を参照。
- (7) 数量計算に当たっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。
なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。
 - ・ 「工事工種の体系化」は
http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/を参照。

第4章 業務管理

(情報共有システム)

第4-1条

- (1) 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより事務の効率

化を図る情報共有システムの対象業務である。

(2) 情報共有システムは「工事及び業務の情報共有システム活用要領」（農林水産省Webサイト参照）によるものとする。

(3) 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用に当たっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。

第5章 打合せ

(打合せ)

第5-1条 共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回：業務着手の段階

第2回：中間打合せ（基本事項とりまとめ時）

最終回：報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、その内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第6章 成果物

(成果物)

第6-1条 成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

1. 成果物の電子媒体（CD-R等）正副2部
2. 成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

(成果物の提出先)

第6-2条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

秋田県秋田市山王七丁目1番3号 秋田合同庁舎5F
東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所

第7章 契約変更

(契約変更)

第7-1条 業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

1. 第2-2条に示す「設計条件」に変更が生じた場合。
2. 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。

3. 第5-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
4. 第6-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
5. 履行期間の変更が生じた場合。
6. 関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合。
7. その他重要な変更が生じた場合。

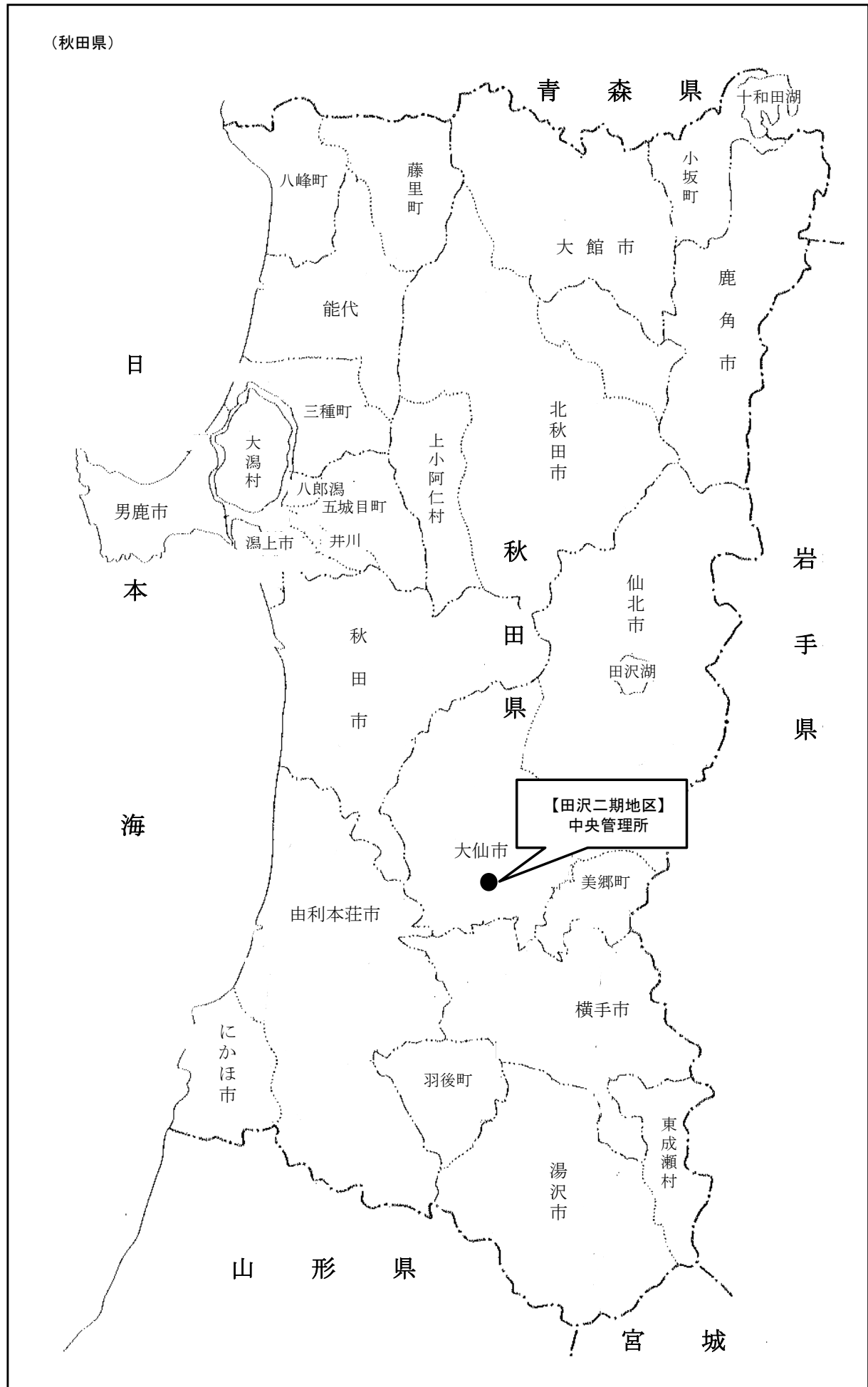
第8章 定めなき事項

(定めなき事項)

第8-1条 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

【 位 置 図 】

別紙1



作業項目	作業内容	数 量	備 考
1. 準備作業			
1-1 現地調査	対象地区の既設機器の設置条件及び通信回線種別並びに新規で転送サーバを設置する場合の機器設置条件等を把握するための現地調査を行う。	1 地区	
1-2 資料の検討	実施設計のための貸与資料を整理、把握するとともに、設計に必要な資料を収集し、設計を行うための作業計画を確立する。	1 地区	
2. 基本事項の検討			
2-1 データ転送設備の新規整備検討	①既設水管理システムと防災情報ネットワークの接続検討 対象地区の既設水管理システム内の観測データ取得（監視項目、データ更新頻度）等を確認し、別紙 3 調査項目票に整理する。 また、既設水管理システムの C S V 変換対応の可能性の確認を行う。	1 施設	
	②データ転送の検討 既設水管理システムからデータ転送装置へのデータ伝送方式を検討する。 また、データ転送装置から防災中央センターへのデータ伝送方式（プロバイダ、通信プラン等）を比較検討する。	1 施設	
3. 実施設計			
3-1 機器構成等の設計	防災情報ネットワークシステム接続に必要な機器構成、機器資料、設置場所、電源、ソフトウェア仕様、機器間の伝送方式、雷害対策等について詳細に決定し設計を行う。	1 施設	
3-2 設計図面作成	設備仕様検討結果等に基づき、工事及び協議等に必要な図面の作成を行う。 ①全体配置図 ②システム構成図 ③計装フロー図 ④機器外形図 ⑤電気配線図 ⑥その他工事及び協議等に必要な図面	1 施設	
4. 工事実施に必要な資料の作成			
4-1 数量計算	設計仕様及び設計図に基づき、工事に必要な詳細数量計算を行う。	1 施設	
4-2 概算工事費、維持管理費の算出	各工種の単価表を作成し、概算工事費、維持管理費を算出する。	1 施設	
5. 点検取りまとめ	各項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	1 式	
6. 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	1 式	

調査項目票（地区/管理組織）

■ 地区

都府県名称（北海道は開発建設部名称）(※)		
地区名称(※)		

■ 管理組織

管理組織名称(※)			
管理区分(※)			

■ 中央管理所 緯度 経度

中央管理所名称(※)					
住所(※)					
緯度		度		分	秒
経度		度		分	秒

■ システム問い合わせ先（注 1）

氏名(※)	東北農政局西奥羽調保全計画課
電話番号(※)	0188237801
内線番号	
FAX番号	0188237805
メールアドレス(※)	
氏名(※)	
電話番号(※)	
内線番号	
FAX番号	
メールアドレス(※)	

調査項目票（施設情報）

追加

[illegible]

[illegible]

[illegible]

調查項目票（関連施設）

追加

[illegible]

調査項目票

(参照許可／気象警報・注意報区域/指定河川洪水予報区域/アメダス/警報メール)

■参照許可

追加

公開する組織名称	公開する組織の管理区分	都府県名称(北海道は開発建設部名称)
農林水産省 本省	農林水産省	
東北農政局	農政局	

■気象警報・注意報区域

追加

官署名	一次細分区域	二次細分区域

■指定河川洪水予報区域

追加

実施官署	標題河川名

■アメダス

追加

都府県/支庁	観測所名

調査項目票（監視カメラ情報）

追加

監視カメラ名(※)	監視カメラURL(※)	緯度						経度					
			度		分		秒		度		分		秒
			度		分		秒		度		分		秒
			度		分		秒		度		分		秒
			度		分		秒		度		分		秒
			度		分		秒		度		分		秒
			度		分		秒		度		分		秒
			度		分		秒		度		分		秒
			度		分		秒		度		分		秒
			度		分		秒		度		分		秒
			度		分		秒		度		分		秒
			度		分		秒		度		分		秒
			度		分		秒		度		分		秒
			度		分		秒		度		分		秒
			度		分		秒		度		分		秒
			度		分		秒		度		分		秒
			度		分		秒		度		分		秒
			度		分		秒		度		分		秒
			度		分		秒		度		分		秒
			度		分		秒		度		分		秒
			度		分		秒		度		分		秒
			度		分		秒		度		分		秒